

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度県立広島大学庄原キャンパス学生定期健康診断業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和8年12月31日まで

3 履行場所及び健康診断の実施日等

(1) 履行場所、所在地、実施日については、次のとおりとする。

履行場所	所 在 地	実施日
県立広島大学庄原キャンパス	広島県庄原市七塚町 5562 番地	4月6日(月)・7日(火)

(2) 検診日は2日間とするが、体調等により尿検査は終了しない事が考えられるため、検尿予備日を2日間設けることとする。(4月23日(木)、24日(金))

(3) 実施時間については、午前9時から午後0時、午後1時から午後4時の間で設定することとし、受診状況によっては適宜変更できるものとする。

4 健康診断対象学生及び健康診断項目等

(1) 健康診断の対象は、庄原キャンパスに所属する学生とし、予定人数を653人とする。

(2) 定期健康診断の健康診断項目等については、次表のとおりとする。

健 康 診 断 項 目	受 診 対 象 者
身体測定(身長・体重・BMI) 血圧測定 視力検査(裸眼又は矯正) 尿検査(糖、蛋白) 内科診察	653人(学生全員)
胸部X線直接撮影	362人 (1年生、4年生、大学院生)
聴力検査 (オージオメーターによる1,000Hz、4,000Hz)	377人 (1年生、4年生、介護等実習生、大学院生)
血液検査 (赤血球、血色素、ヘマクリット、白血球)	362人 (1年生、4年生、大学院生)

5 実施方法等

(1) 受託者は、4(2)の項目に沿って、実施期間中に健康診断を実施することとする。

(2) 混雑を防止するため、適切な数の検査職員を配置することとする。

(3) 健康診断機器の精度の確認を行うこととする。

(4) 健康診断順序については、事前に教学課担当者と打ち合わせのもと、部屋数、検査職員数等を考慮し、学生がスムーズに受診できるよう配慮し、受託者において設定するとともに、学生にわかりやすく案内表示板等で掲示することとする。

(5) 受診に際し、配慮の必要な障害者等の対応について、教学課と別途協議することとする。

(6) 健康診断実施にあたっては、プライバシーに十分配慮し、健康診断対応についてクレームがあった場合には誠実に対処し、その内容については、教学課担当者に報告することとする。

(7) 健康診断日前日、健康診断日当日到着後、健康診断終了後(現状復旧後)には、教学課担当者に連絡することとする。

(8) 受診者の個人データ(学籍番号、氏名、性別等)をエクセルファイルにて作成したもの、健

康診断テーブルアップロードフォーマットを、健康診断前に受託者に提供することとする。

- (9) 定期健康診断票及び問診票は、教学課担当者が健康診断対象学生に配付するものを使用し、定期健康診断票（公文書）には責任を持って結果を記入するものとする。なお、受託者が事前に用意するものがあれば、協議の上、使用することとする。

6 健康診断終了後の措置

(1) 定期健康診断票の処理

- ① 定期健康診断票は公文書として保存するものである。
- ② 胸部 X 線の読影については 2 名で実施することとし、記入した担当医師の所見・サイン・押印を付し教学課に送付（持参）することとする。
- ③ 健康診断結果が特に異常なものについては、直ちに報告すること。なお、この場合、異常値だけでなく全ての受診結果について報告することとする。

(2) 定期健康診断の健診結果データの処理

健康診断結果は、前 5(8)で提供するテーブルアップロードフォーマットに個人データと共に入力し、電子媒体（U S B メモリ）に記録して令和 8 年 5 月 8 日（金）までに教学課に提出することとする。

(3) 健康診断結果の様式、及び封入

健康診断結果は、大学受診項目の記載を原則とし、学生にわかりやすい様式とし、個別封入を行う。学年や個人によって検査内容が違うので、宛名と内容が違わないよう確認する。

(4) 提出された学生定期健康診断結果の内容に不備がある場合は、再提出を求めるものとする。

7 請求

委託料の請求は、別に指示するところに従い、健康診断項目ごとの金額を明記して請求するものとする。

8 その他

- (1) 委託業務実施に当たって、本仕様に定めのない事項が生じた場合については、その都度協議の上で進めることとする。
- (2) 委託業務にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬等、委託業務実施に伴う諸経費は受託機関が負担することとする。